



(受注者の催告による解約解除)

第22条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を超過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解約解除)

第23条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができるものとし、このために発注者に損害が生じてもその責を負わないものとする。

- (1) 賃貸借の一時中止期間が全体の3分の1以上を超過するとき。
- (2) 発注者がこの契約に違反し、その違反により業務の履行が不可能になったとき。

(受注者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限)

第24条 前2条に定める場合が受注者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(賠償の予約)

第25条 受注者は、第18条第10号から第12号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わずに、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約終了後においても同様とする。ただし、発注者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(賠償金等の償還)

第26条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わなかった額を発注者の指定する期間を超過した日から契約金支払の日までの日数に応じ財務大臣が定める割合を乗じて得た額と利息を付した額と発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときはは自費する。

2 前項の償還をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき財務大臣が定める割合を乗じて得た額の遅延利息を償還する。

(発注者の損害賠償請求)

第27条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 受注者の責めに帰すべき理由により納期限内に物品を納入できないとき。
- (2) 第18条各号又は第19条各号に定める理由があるとき。
- (3) 前2号に定める場合のほか、受注者が債務の本旨に従った履行をしないうとき。

(受注者の損害賠償請求)

第28条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第22条又は第23条の規定によりこの契約が解除されたとき。
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、発注者が債務の本旨に従った履行をしないうとき又は債務の履行が不能であるとき。
  - (3) 発注者が故意又は重大な過失によって物件に損傷を与えたとき。
- 2 前項の場合において、受注者が第13条に定める保険契約に基づいて保険金を受取った場合は、その保険金額を限度として発注者はその責を免がれるものとする。

(契約不適合責任期間)

第29条 受注者が種類、品質に又は数量に関して契約の内容に適合しない物品を発注者に引き渡した場合において、発注者がその不適合を知った時から1年以内この旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、履行の自定請求、代金の減額請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引渡しの際その不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、発注者の権利の行使ができる期間について仕様書等で別段の定めをした場合は、その仕様書等の定めるところによる。

(物件の撤去)

第30条 受注者は、賃貸借期間が満了したときは、速やかに物件を撤去するものとする。

(契約の費用)

第31条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

(協議事項等)

第32条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、秦野市伊勢原市聖蹟衛生組合契約規則第1条の規定により例によることとされる秦野市契約規則(昭和39年秦野市規則第23号)に基づけば、発注者と受注者とが協議して決定するものとする。